

平成15年度 中小企業組合検定試験

問題と解答(2) 組合制度 ①

— 全国中小企業団体中央会 —

〔総評〕

本年度の「組合制度」の受験申込者は373名、当日の受験者は274名、受験率は73.5%であった。このうち合格者は164名で昨年度の169名より5名少なかったが、合格率は59.9%と昨年度の59.1%をわずかに上回った。

得点結果は、最高得点が97点、最低得点が13点、平均点は61.0点（昨年度は60.9点）であった。

受験者と合格者の内訳を、新規受験者と科目免除のある受験者別にみると、受験者数では新規受験者が204名で受験者全体の74.5%（昨年度は286名中243名で85.0%）を占め、合格率では新規受験者が62.7%（128名）（昨年度は58.8%）、科目免除者が51.4%（36名）（昨年度は60.5%）と、昨年度とは反対に、新規受験者の合格率が科目免除者のそれを上回った。

以下、問題別の得点状況等を紹介する。

第1問は記述問題で、2問のうち1問を選択し、400字以内で記述するもので

ある。白紙解答の5名を除いた269名のうち209名（77.7%）が設問1の「協同組合制度と株式会社制度の相違について」を、60名（22.3%）が設問2の「今日の時代において、中小企業連携組織の果たす役割について」を選択している。どちらの問題も中小企業の組織化の本質を理解する上で基本的かつ重要な事項であるが、ともに過去に出題されている問題である。平均得点率（配点に対する平均点の比率）は、設問1が65.3%、設問2が70.7%で、合格水準に達した者は190人（受験者全体の69.3%）であった。

第2問は、平成11年12月3日に改正施行された中小企業基本法の中から、第1条（目的）、第5条（基本方針）及び第16条（交流又は連携及び共同化の推進）の条文を示し、条文中に設けた空欄に語群の語句を埋めて完成させる問題である。出題形式は昨年度までと同じであったが、合格水準に達した者は57.3%と、昨年度の74.5%を大きく下回った。

第3問は、中小企業等協同組合制度及

び商工組合制度の中で、組合関係者が理解しておくべき基本的事項や重要事項について、その内容を4行以内で説明記述するものである。本年度は、設問6として平成15年2月に改正された企業組合の組合員資格の拡大に関する新しい設問を出題することに伴って、出題数を昨年度までより1問増やして6問の中から3問を選択するように変更し、受験者の選択の自由度を拡大したところであるが、平均得点率は50.8%、合格水準に達した者は44.2%（昨年度は41.3%）と、本年度の「組合制度」の試験問題4問中では最も低い結果となった。設問の選択状況を見ると、設問1が224名と最も多く、次いで設問2と設問3が同数の166名、以下、設問5（154名）、設問4（62名）、そして予想していたことではあったが、設問6の選択者が最も少なくて29名であった。

第4問は、中小企業等協同組合法（以下「中協法」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（以下「団体法」という。）を中心にその理解度を問うものである。組合設立、総会、理事会、登記等の業務遂行上の基本的事項を中心とした出題であったためか理解度が高く、合格水準に達した者は90.1%（昨年度は84.3%）と、本年度の「組合制度」の試験問題4問中では最も高い結果となっ

た。以下、各文章に関する中協法、中団法等の条項を掲げておく。

1. 中協法第30条（成立の時期）、中団法第5条の23第2項・第47条第1項（準用）
2. 中協法第11条第1項（議決権及び選挙権）（〔参考〕昭和56年の商法等の一部改正により、それまで準用していた特別利害関係人の議決権行使の停止を定めていた商法第239条第5項が削除されたが、中協法及び中団法には、以下に掲げる「特別利害関係人の議決権の行使の停止」に類する規定が特段定められることがなかった。中協法第42条で準用する商法第260条ノ2第2項（特別利害関係人の議決権） 理事会ノ決議ニ付特別ノ利害関係ヲ有スル理事ハ決議ニ参加スルコトヲ得ズ）、中団法第5条の10第1項・第36条第1項（議決権及び選挙権）
3. 中協法第51条第2項（総会の議決事項）、中団法第5条の23第3項・第47条第2項（準用）
4. 中協法第35条第6項（役員）、中団法第5条の23第3項・第47条第2項（準用）
5. 中協法第36条の3第1項（理事会）（〔参考〕理事会の議長の議決権については、以下に掲げる「総会における議長の組合員としての議決権行使の停

- 止」に類する規定が特段定められていない。中協法第52条（総会の議事）第3項（議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。）、中団法第5条の23第3項・第47条第2項（準用）
- 6．中協法第36条の3第2項（理事会）の反対解釈。（〔参考〕中協法第11条（議決権及び選挙権）第2項（組合員は、定款の定めるところにより、第49条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行うことができる。（以下略））、中団法第5条の23第3項・第47条第2項（準用）
- 7．中協法第39条第2項（定款その他の書類の備付け及び閲覧等）、中団法第5条の23第3項・第47条第2項（準用）
- 8．中協法第11条第3項（議決権及び選挙権）、中団法第5条の10第2項・第36条第2項（議決権及び選挙権）
- 9．中協法第86条第1項（変更の登記）、中団法第5条の23第5項・第54条（準用）
- 10．中協法第18条第1項（自由脱退）、中団法第5条の14第1項及び第2項（持分の譲渡し等）・第38条第1項及び第3項（脱退）

第1問

次の設問のうちから1問を選び、解答用紙の解答欄に400字以内で記述しなさい（400字を超えた場合は減点します。なお、選択した設問の番号を必ず解答用紙の所定の欄に記入して下さい。）

〔設問1〕 協同組合制度と株式会社制度の相違について述べなさい。

〔設問2〕 今日の時代において、中小企業連携組織（ここでは組合組織に限らず、共同出資会社、任意グループ等中小企業者が連携して結成する組織を指す）の果たす役割について述べなさい。

〔解答例〕

第1問

〔設問1〕

「協同組合制度」（以下「協組」という。）

は中小企業者が大企業と公正な競争をして経営活動をするために、相互扶助の精神で組合員に直接奉仕する目的で設立された人的結合体である。「株式会社制度」

(以下「会社」という。)は営利を目的とする資本的結合体である。このような両制度の基本的相違から種々の相違が生じている。「会社」は、出資額に比例して議決権が与えられ、配当が行われ、また事業には何ら制約がない。「協組」は、1人当たりの出資制限(100分の25)があり、議決権は1人1票、配当は利用分量配当又は出資配当(1割まで。企業組合は2割まで。)があり、加入脱退の自由など個々の組合員を念頭に置いた民主的な組織運営が求められている。また、事業は、組合員が直接利用できるものに限定され、員外利用制限が課せられている。なお、事業協同組合、企業組合などは、会社への組織変更が可能である。

〔設問2〕

国民の価値観の多様化と情報化が進む中で、中小企業は、一方で先端技術に強い先進諸国、他方で低コストの発展途上国とのグローバルな競争にさらされてい

る。厳しい環境下にあつて、経済社会におけるダイナミズムの源泉である中小企業は、それぞれの経営資源が持つ可能性を最大限に発揮する必要がある。しかし、中小企業は、人・物・金・情報という経営資源すべてについて、量を確保し、質を高めることができない。そこで、それぞれの得意分野を伸ばすとともに、中小企業同士が互いに連携し、それぞれの優位な経営資源の相互補完を行って、強い競争力を生み出すことが求められる。それには、連携を可能にする組織が必要である。その連携組織は、組合組織であっても、共同出資会社のような法人や任意団体であってもよいが、連携組織を通して、参加する中小企業がそれぞれの能力を最大に発揮して、研究開発、新事業展開、新業態開発などに取り組むことが期待される。

(次号につづく)